



湯河原町敬老のつどい

介護課 内線347

湯河原町では、多年にわたり社会につくしてきた方々を敬うとともにその労をねぎらうため、「敬老のつどい」を開催します。「敬老の日」の記念行事という原点に立ち返り、平成18年度から名称を「敬老のつどい」に改めさせていただきました。

高齢者の皆様のご参加をお待ちしています。

【日時】9月18日(月)12:40～15:35
(受付開始12:00)

【会場】湯河原中学校体育館

当日ご参加の方に記念品を贈呈いたします。

【送迎】各地区から送迎バスを運行します。
行程などについては広報9月号に掲載します。

【祝金品】対象者を個別訪問し贈呈します。



対象	祝金品
77歳(昭和39年9月17日～昭和44年9月16日生れの方)	10,000円
88歳(大正6年9月17日～大正7年9月16日生れの方)	20,000円と祝い品
99歳(明治39年9月17日～明治40年9月16日生れの方)	30,000円と祝い品
100歳(明治38年9月17日～明治39年9月16日生れの方)	50,000円と祝い品
101歳以上(明治38年9月16日以前に生れた方)	祝い品

長寿夫妻の記念品について

結婚50年または結婚60年を迎えたご夫妻に、夫婦湯呑を贈呈しています。平成18年9月15日までに1年以上引き続き町内に在住し、住民登録をされている夫妻で、以下に該当される方はお申し込みください。なお、湯河原町に本籍がない方は、結婚した日がわかる書類(戸籍の写しなど)をご持参ください。

結婚後50年を迎えた夫妻

昭和30年9月16日から昭和31年9月15日までに結婚された夫妻及び結婚後50年を過ぎた夫妻。
既に50年の記念品の贈呈を受けている夫妻は対象になりません。

結婚後60年を迎えた夫妻

昭和20年9月16日から昭和21年9月15日までに結婚された夫妻及び結婚後60年を過ぎた夫妻。
既に60年の記念品の贈呈を受けている夫妻は対象になりません。

【申込み】8月15日(火)までに介護課へ



住民課からのお知らせ

内線323

各種更新手続きのご案内

- ・「国民健康保険高齢受給者証」について(70歳以上の方)
平成18年8月1日から新しい受給者証となります。有効期限は1年間です。7月末に、配達記録付きの郵便で対象者の皆様にお送りしました。
- ・「老人保健法医療受給者証」について(75歳以上の方)
負担割合が変更となった方には、新しい受給者証と交換いただきますようハガキでお知らせしました。特に有効期限はありません。
- ・「基準収入額適用申請書」
対象の方には、申請書をお送りしてあります。

- ・「国民健康保険標準負担額減額認定証」
- ・「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」
- ・「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」

交付対象となる方には、更新のお知らせをお送りしてあります。

また、平成17年度の住民税非課税世帯の方は交付対象となります。

手続きがまだお済みでない方は、印鑑をご持参のうえ、役場住民課へお越しください。

「国民年金」こんな時には届出を

国民年金は20歳から60歳までの40年間、誰もが加入します。成人、就職、転職、退職、結婚などにより加入のしかた(種別)が変わる場合があり、その都度届出が必要です。

住民課に届出をするとき	配偶者の勤務先に届出をするとき
<ul style="list-style-type: none"> ・20歳になったとき(厚生年金や共済組合加入者以外の方) ・60歳前に会社などを退職したとき 同時に扶養されていた第3号被保険者の方も届出が必要です。 ・扶養されていた第3号被保険者の方が扶養されなくなったとき(離婚したときなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金や共済組合に加入した配偶者に扶養されるようになったときなど